

社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 法人後見事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人釧路市社会福祉協議会（以下「本会」という）が受任する法人後見業務（以下「後見業務」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 後見業務は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者及び本事業による利用が必要と認められる者の意思決定が困難でその判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人、補助人（以下「成年後見人等」という）になることにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護することを目的とする。

(後見業務)

第3条 本会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 成年後見人等としての業務
- (2) その他前条の趣旨に合致すると認められる業務

(秘密の保持)

第4条 本会及び後見業務に携わる職員（以下「担当職員」という。）は業務上知りえた個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2. ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシー保持に充分配慮をしなければならない。

(定期訪問)

第5条 本会は、後見業務を行うため、原則として月1回、成年被後見人等の居所を訪問し、成年被後見人等の安否の確認を行うとともに、心身の状態及び生活の状態の把握に努める。

(財産目録の作成等)

第6条 本会は、成年後見人等に就任したときは、速やかに財産調査を行い、財産目録を作成するとともに、収支予定表及び法人後見計画を策定する。

(管理物件の保管)

第7条 成年被後見人等の財産のうち、重要書類は、本会が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次に各号に掲げるものは本会の事務所に備える金庫に保管することができる。

- (1) 現金
- (2) 預貯金通帳（日常的に使用するもの）
- (3) 金融機関届出印
- (4) その他、前各号に準ずると本会が認めるもの

第8条 本会は、成年被後見人等の財産を管理するにあたっては、成年被後見人等の利益をのみを考慮してその内容を決定するものとし、成年被後見人等の親族等利害関係者の同意は要さない。ただしその意見を聞くことは妨げない。

(費用)

第9条 後見業務に要する費用については、成年被後見人等の負担とする。

(台帳の整備)

第10条 本会は、後見業務の処理状況を記録するため、成年被後見人等について個人ごとに台帳を整備しなければならない。

(業務担当及び担当職員の指定等)

第11条 本会は、後見業務担当を釧路市権利擁護成年後見センター（以下「センター」という。）に所管させ、福祉に関して専門の知識又は経験を有する本会の中から、担当職員を指定する。

2. 本会は、担当職員の指示を受けて、成年被後見人等の後見業務を補助し、日常生活の支援等を行う、法人後見支援員を置くことができる。

(受任の決定)

第12条 本会は、後見業務の実施にあたり、成年被後見人等の権利を擁護するとともに業務の公平性を及び専門性を確保するためセンターが開催する成年後見審査会に法人後見受任の適否及び必要と認めることについて諮り、その審査の結果を踏まえて会長が決定する。

2. 本会は、緊急性が高く、早急に保護する必要がある場合など成年後見審査会前に決定しなければならない事由があるときは、会長が専決することができる。

(後見業務の対象者の要件)

第13条 本会が受任する被後見人等は釧路市内に居住し、紛争性がなく、身上監護と日常的な金銭管理が中心の方で次の各号のうちどれか一つに該当する方とする。ただし第3号は成年後見審査会の審査の結果を踏まえ会長の判断による。

(1) 親族等身寄りが無く、他に適切な成年後見人等が得られない方

(2) 原則として高額な財産を所有していない方で適切な成年後見人等が得られない方

(3) 成年後見審査会の審査の結果を踏まえ会長が特に必要と認める場合

(報酬付与の審判の申立)

第14条 本会は、後見業務の報酬について、成年被後見人等の資産等の状況により、必要に応じて家庭裁判所に報酬付与の審判を申し立てることができる。

(類型の移行申請)

第15条 本会は、成年後見人等について、意思能力の程度に変化があったと認める場合において必要があるときは、当該成年被後見人等が成年被後見人である場合にあっては補助開始または保佐開始の審判を、被保佐人である場合にあっては後見開始又は補助開始の審判を、被補助人である場合にあっては後見開始または保佐開始の審判を、それぞれ家庭裁判所に申し立てるものとする。

2. 後見監督人、保佐監督人、補助監督人が必要な場合は、適宜その選任の申立を行う。

(辞任)

第16条 本会は、成年被後見人等が釧路市の区域外に転出し、又はその他の特別な事由により後見業務を行うことが困難になったときは、家庭裁判所に成年後見人等の辞任の申立を行うことができる。この場合において、当該成年被後見人等について必要があると認められるときは、当該成年被後見人等の住所を管轄する家庭裁判所に後任の成年後見人等の選任を、第12条の手続きを経た上で申し立てるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。